



令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった人の一時的な住まいとして、建設型応急住宅(プレハブ住宅)を利用することができます。

● 申し込み受付時間・場所

【時間】 午前9時～午後4時 (土・日・祝日も受付)

※ 変更となる場合あり

【場所】 羽咋市役所2階205会議室

住まいの支援窓口 (☎ 0767-22-7196)

※ 先着順となります

引渡日から最長2年間入居可能！

【入居選定・通知】

入居する仮設住宅は、申込書に記載された内容及び優先世帯を考慮し決定します。

必要書類

(1) 申込書

(2) リ災証明書

※発行前でも申込可能。ただし、発行後は速やかに提出ください

(3) 被災状況申出書

電子申請でも可能 ▶▶▶

★ 来庁せずに申請できます



● 入居条件 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する人

(1) 住宅が全壊し、居住する住宅がない人

(2) 半壊 (「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。) であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人

(3) 半壊以上で、住宅の応急修理制度※を利用される人 (修理に要する期間が1か月を超える人) ※災害救助法に基づく

※ 被災後、みなし仮設住宅(民間アパート)に入居された人及び市外の人も対象。ただし、公営住宅に入居された人は原則、対象外。



● 応急住宅の所在地・入居可能日

① 眉丈台地スポーツ広場 (柳田町ミ1)

4月下旬以降随時

交通の便利状況

(1) タクシー利用助成を実施予定【6月まで】

(2) デマンドタクシーを運行予定【7月から】

※ 詳細は今後お知らせします。

自家用車を所有していない人でも交通手段を確保できます！

● 優先世帯

被災前に羽咋市内に居住していた世帯、かつ、入居条件を満たしている以下の(1)～(5)の世帯

(1) 75歳以上の高齢者がいる世帯

(4) 障がいのある人がいる世帯

(2) 18歳以下の子どもがいる世帯

(5) 65歳以上の高齢者のみの世帯

(3) 妊産婦がいる世帯



● 住宅の概要

■ 住環境への配慮

- └ 寒冷地仕様(断熱材、断熱サッシ)
- └ 風雨への備えとして玄関に風除室を設置
- └ 洋室1室にエアコン(冷暖房)を設置

※希望者には畳を支給します。

■ バリアフリーへの配慮

- └ 台所と洋室の段差解消
- └ 玄関前にスロープを設置

■ 設備

- └ LED照明
- └ コンロ、給湯器を設置
- └ 電子レンジ用コンセントを設置
- └ 洋式トイレ(洗浄暖房便座)を設置

■ 駐車場

各世帯-複数台駐車可能

▼ 住宅イメージ

提供:(社)プレハブ建築協会



▼ 室内イメージ



※ペットは室内での飼育は可能ですが、近隣住民に迷惑をかけないようにしてください

単身用

1DK



小家族用

2DK



大家族用

3K



● 入居にかかる費用

- (1) 家賃、駐車場料金は無料。
- (2) 電気・ガス・電話・上下水道料金、共益費、修繕費などは入居者の負担。
- (3) 退去に伴う補修費は、通常の使用状況を超える著しい施設の破損等があった場合は、修復に要する費用をご負担していただく場合あり。
- (4) 生活家電(冷蔵庫、テレビ、洗濯機)の購入助成は、合計13万円(1点あたり6万円)が上限。